

電線共同溝入溝時の申請手続き方法

※ 占用にあたり、あらかじめ占用許可（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条）が必要

申請

▶ 巡視・点検を行う場合

入溝承認申請【様式3号】

申請

▶ 改築・修繕等を行う場合

占用工事施工承認申請【様式1号】

入溝承認申請【様式3号】

▶ ケーブルの増設等を行う場合
▶ ケーブルの撤去を行う場合

占用工事施工承認申請【様式1号】

入溝承認申請【様式3号】

※ 占用工事に伴い、道路を一時的に使用する場合（幅員減少、全面通行止め、片側通行のいずれか）は、道路一時使用届の提出をお願いします。

敷設工事の届書【様式5号】

審査

許可

異常を発見した場合

事故報告書【様式4号】

審査

許可

工事完成

工事完了届【様式2号】

※ 敷設工事届出書の提出があった場合には、

占用料算定通知書

並びに、納入告知書をお渡しします。
占用料は1か月以内にお支払いください。